


販路開拓をお考えの小規模事業者の皆様へ

中小企業庁 平成30年度第2次補正予算事業

小規模事業者持続化補助金

 **経営計画に基づいて実施する
販路開拓等の取り組みに対し50万円を上限に
補助金（補助率：2/3）が出ます**

- ・①市区町村による創業支援等事業の支援を受けた事業者、②買い物弱者対策事業を行う事業者は、100万円が上限になります。
- ・複数の事業者が共同して申請することもできます。
- ・複数の事業者が連携する場合には、上限は100万円～500万円です。

* 連携小規模事業者数によります。

 **計画の作成や販路開拓の実施の際、
商工会議所の指導・助言を受けられます**

《対象となる取組の例》

- ① **広告宣伝**
 - ・ 新たな顧客層の取込を狙い、チラシを作成・配布
 - ・ 店舗の認知度向上を目的とした看板の設置
- ② **集客力を高めるための店舗改装**
 - ・ 幅広い年代層の集客を図るための店舗のユニバーサルデザイン化
- ③ **商談会・展示会への出展**
 - ・ 新たな販路を求め、国内外の展示会へ出展
- ④ **新たな商品・サービス提供のための製造機器の導入・試作開発の実施**
 - ・ 3Dプリンターを導入し、新商品の開発
 - ・ 原材料を購入して新製品・商品の試作開発
- ⑤ **ITを活用した広報や業務効率化**
 - ・ ホームページの開設やネット販売システムの構築、管理システムの導入

お問い合わせ先

野田商工会議所

電話：04-7122-3585 [8:30~17:30 (土日祝日、年末年始除く)]

日本商工会議所 小規模事業者持続化補助金 事務局 (申請書類の提出先)

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷3-11-8

電話：03-6447-2389 [9:30~12:00、13:00~17:30 (土日祝日、年末年始除く)]

URL：<https://h30.jizokukahojokin.info/>

【概要】

※ 詳細は特設ウェブサイトに掲載する公募要領等をご確認ください。

◆ 補助対象者

商工会議所の管轄地域内で事業を営んでいる小規模事業者

[商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）第2条を準用]

商業・サービス業（宿泊業・娯楽業以外）	常時使用する従業員の数	5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数	20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数	20人以下

◆ 対象となる事業

経営計画に基づき、商工会議所の支援を受けながら実施する販路開拓等のための事業

◆ 補助対象経費

機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、車両購入費（買い物弱者対策事業の場合に限ります）、設備処分費（補助対象経費総額の1/2が上限）、委託費、外注費

◆ 補助率・補助額

補助率 補助対象経費の2/3以内

補助額 上限50万円

(①市区町村による創業支援等事業の支援を受けた事業者、②買い物弱者対策の取組は上限100万円)

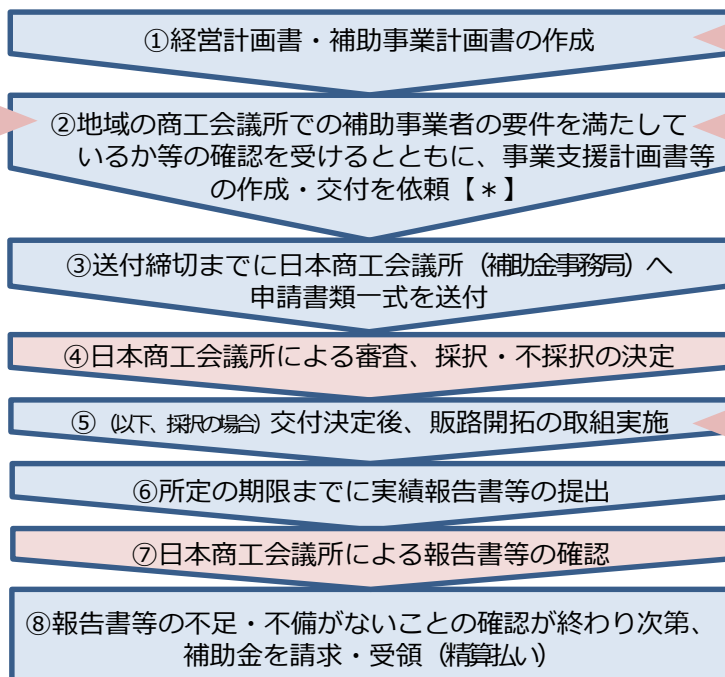
* 同一または異なる商工会議所の管轄地域で事業を営んでいる複数の事業者が連携する場合には、上限は100万円～500万円です。

◆ 申請から補助金受領までの基本的な手続の流れ

い
い
た
し
ま
す

計
画
書
の
作
成
・
交
付
に
対
す
る
事
業
支
援

地
域
の
商
工
会
議
所
に
お
き
ま
す



商
工
会
議
所
の
指
導
・
助
言
を
受
け
る
こ
と
が
で
き
ま
す

※ 「買い物弱者対策の取組」を申請しようとする場合は、取組を行う地域の市区役所・町村役場が発行する「推薦書」が必要です。

※ 創業支援等事業の支援を受けた事業者として補助限度額の引き上げを希望する事業者は、セミナー等実施元の市区町村が交付する「確認書」が必要です。

※ 事業継続助成金の付与を希望する場合は、事業継続助成票（他或の商工会議所）作成・交付も必要です。

【*】本事業の趣旨から、社外の代理人のみでの、地域の商工会議所への相談や「事業支援計画書」の交付依頼等を行うことはご遠慮ください。

◆ 手続きの期限等

	平成30年度第2次補正予算事業
1. 申請受付開始	2019年 4月25日（木）
2. 日本商工会議所（補助金事務局）への申請書類一式の送付締切（上記③）	2019年 6月12日（水） 【最終日当日消印有効】
3. 採択結果公表	2019年 7月末頃予定
4. 補助事業の実施期限	交付決定通知受領後から 2019年12月31日（火）まで